

市第 110 号議案

横浜市青少年相談センター条例の全部改正

横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター条例

横浜市青少年相談センター条例（平成 19 年 2 月 横浜市条例第 3 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 ひきこもり状態にある者及び困難を抱える若者が地域社会の一員として自らの可能性を發揮し、安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、これらの者に関し、相談に応じるとともに自立及び社会参加のための支援等を行うため、横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター（以下「センター」という。）を横浜市保土ヶ谷区に設置する。

（定義）

第 2 条 この条例において「若者」とは、おおむね 18 歳から 39 歳までの者をいう。

（事業）

第 3 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) ひきこもり状態にある者及び若者の相談に関すること。
- (2) ひきこもり状態にある者及び若者の自立及び社会参加の支援に関すること。

- (3) ひきこもり状態にある者及び若者の支援に関する関係機関への技術的支援その他必要な援助に関すること。
- (4) ひきこもりに係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
-
- (5) ひきこもりに関する知識の普及及び調査研究に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業
(開館時間等)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

ひきこもり状態にある者及び困難を抱える若者の自立及び社会参加のための支援等を行う施設として横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センターを設置し、及び横浜市青少年相談センターを廃止するため、横浜市青少年相談センター条例の全部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市青少年相談センター条例（現行）

（設置）

第 1 条 青少年の健全な育成を目的とする団体等との連携を図りつつ、青少年に関する総合的な相談並びに青少年の自立及び社会参加の支援等を行うため、横浜市青少年相談センター（以下「センター」という。）を横浜市保土ヶ谷区に設置する。

（事業）

第 2 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 青少年に関する総合的な相談に関すること。
- (2) 青少年の自立及び社会参加の支援に関すること。
- (3) 青少年の問題に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。